

老人福祉部 特別手当Ⅱ及びⅣの支給基準

2019年度の介護報酬改定において創設された、介護職員等特定処遇改善加算の算定に伴い、特別手当Ⅱ及びⅣを支給するものとし、支給基準について示す。

特別手当Ⅱ（介護職員等特定処遇改善加算）

対 象 老人福祉部職員  
(訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護)

適用開始年月 令和2年4月

支給基準

**A 経験・技能のある介護職員**

- ・介護職員として勤務している（介護職員処遇改善手当受給職員）
- ・介護福祉士の資格を取得（登録日）してから法人職員として5年以上勤務している
- ・介護福祉士の資格を取得（登録日）してから前歴における福祉業務従事期間と当法人での従事期間の合計が5年以上

支給額：16,000円／月

<正職員及び、正職員に準ずる勤務時間（8時間労働契約者）の非常勤職員（以下「8時間勤務職員」という）> 支給率 100%

<育児短時間勤務の職員及び、正職員に準ずる勤務時間未満の非常勤職員（以下「8時間未満勤務職員」という）> 支給率 50%

**B 他の介護職員**

- ・介護職員として勤務している（介護職員処遇改善手当受給職員）
- ・介護福祉士の資格を取得

支給額：8,000円／月

(8時間勤務職員 100% 8時間未満勤務職員 50%)

- ・その他の職員

支給額：4,000円／月

(8時間勤務職員 100% 8時間未満勤務職員 50%)

**C その他の職種**

(管理職、及び当年度の年収が440万円を上回る職員（特定加算の支給により年収が440万円を上回る職員を含む）を除く)

支給額：4,000円／月

(8時間勤務職員 100% 8時間未満勤務職員 50%)

特別手当Ⅳ（法人単独加算）

- 対 象 介護職員等特定処遇改善加算対象外老人福祉部職員  
(居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、小笠老人ホーム)
- 適用開始年月 令和2年4月
- 支給基準  
管理職、及び当年度の年収が440万円を上回る職員（特別手当の支給により年収が440万円を上回る職員を含む）を除く職員  
支給額：4,000円／月  
(8時間勤務職員 100% 8時間未満勤務職員 50%※)  
※小笠老人ホームの職員については、8時間勤務職員に限る

手当支給の取り扱い

- ◇月の勤務予定数のうち2分の1以上出勤した場合は、全額支給。出勤が2分の1未満の場合は、半額支給とする。
- ◇産休、育休、病気休暇は無給のため支給しない。
- ◇当月分を当月に支給する。欠勤の場合は次月に清算する。
- ◇出勤した日が1日でもあれば支給する。(年休は除く)